

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 1月11日
【会社名】	会社名 アジアグロースキャピタル株式会社
【英訳名】	新会社名 ASIA GROWTH CAPITAL, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 17,095,500円 （新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額） 917,095,500円 （注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	4,500個（新株予約権1個につき5,000株）
発行価額の総額	17,095,500円
発行価格	本新株予約権1個につき3,799円（新株予約権の目的である株式1株当たり40円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年1月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アジアグロースキャピタル株式会社 総務部 東京都港区高輪二丁目15番8号
払込期日	平成25年1月28日
割当日	平成25年1月28日
払込取扱場所	みずほ銀行渋谷支店

(注) 1 本新株予約権については、平成25年1月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	アジアグロースキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式22,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は5,000株とする。）。但し、下記第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>

	<p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、40円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4)</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所第二部(以下「東証第二部」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>900,000,000円(新株予約権の目的である株式1株あたりにつき40円)</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成25年1月29日から平成26年7月28日までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アジアグロースキャピタル株式会社 総務部</li> <li>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行 渋谷支店</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成25年1月29日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</li> <li>2. 平成25年1月29日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5営業日連続で本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合(このような状態になった日を以下「到達日」という。)、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの払込額と同額とする。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承諾を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p>

	<p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第7章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第131条第3項に定める特別口座を除きます。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記(2) [新株予約権の内容等] の表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとし、
- (2) 本項第(1)号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1) 行使請求に必要な書類が(2) [新株予約権の内容等] の表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2) 当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に新株予約権行使請求取次日として記載された日に発生します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
917,095,500	9,150,000	907,945,500

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額17,095,500円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額900,000,000円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は以下の通りであります。

弁護士費用 5,000千円  
 価値算定費用(東京フィナンシャル・アドバイザーズ社) 1,000千円  
 登記費用 3,150千円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権により調達する差引手取概算額907百万円のうち、400百万円については、当社仕入れ代金ならびに一般管理費支出のための運転資金に充当し、507百万円については当社の収益基盤強化による株主価値向上を目的として、現在当社の持分法適用会社である株式会社ディーワンダーランド(以下、「DW」といいます。)の株式を追加取得し、DWグループの経営権を取得し、連結子会社化するためのDW株式の取得資金に充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期については、以下の通りであります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
仕入代金・一般経費（仕入代金、人件費、法定福利費、税金、家賃等）	400百万円	平成25年1月～平成25年12月
DW株式取得資金等	507百万円	平成25年1月～平成26年7月

（注）1．調達資金400百万円は、過去の運転資金の実績及び今期・来期の見通しに基づいて必要と見込まれる金額であり、平成25年1月から平成25年12月頃まで資金繰りにおいて経常収支超過支出によって、これらの期間に発生することが予想される運転資金の充当及び手元流動性の確保を含めた運転資金の確保を目的としております。

なお、平成24年11月30日における当社の現預金残高は46百万円であることから、新株予約権という性質上、現時点において資金の支出時期及び金額を、正確に織り込むことは困難であるため、変動する可能性があります。仮に、新株予約権の行使が進まず、必要となる十分な資金調達ができない場合、当該運転資金調達が行えない場合があります。新株予約権の行使が進まず、想定した資金調達が出来ない場合は、新たな資金調達手段を検討する予定です。調達資金400百万の使途明細は次のとおりです。

#### 調達資金使途明細

	仕入代金	人件費	賃借料	法定福利費	税金	支払手数料	使途合計
平成25年1月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年2月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年3月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	34,000,000
平成25年4月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年5月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年6月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	34,000,000
平成25年7月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年8月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年9月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	34,000,000
平成25年10月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年11月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	33,000,000
平成25年12月	17,000,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	34,000,000
合計	204,000,000	84,000,000	48,000,000	12,000,000	12,000,000	40,000,000	400,000,000

2．本新株予約権により調達する差引手取概算額907百万円のうち、507百万円については、当社の収益基盤強化による株主価値向上を目的として、現在当社の持分法適用会社であるDWの事業再編のためのDWの株式の過半数取得資金及び取得のための弁護士料、その他経費に充当する予定であります。当社は過去に実施してきた事業再生投資の一貫として、今後のDWグループとの事業シナジーによる株主価値向上を目指し、大株主から株式売却の意向を受けており、議決権の過半数を取得し、事業再編を実施したいと考えております。新株予約権の行使が進まず、想定した資金調達が出来ない場合は、DW株式取得計画の見直しの検討を進めていく所存です。

なお、調達した資金は、累計400百万円を上限としてその時点において必要な運転資金に優先充当し、残額資金をプールして、当社の資金繰りを勘案しながら、DW株式取得資金に充当していく方針であります。なおDW株式の取得に際しては、DWが非上場会社ではありますが、継続開示会社であり、当社がすでに三分の一を超える株式を有していることから、金融商品取引法に則って公開買付けの実施が必要となります。

#### <メリット>

##### 当社の株主価値向上のため

当社で計上しているDWグループの持分法利益は持分比率38.6%ベースで、平成25年3月期予想230百万円（連結期間1年）、平成24年3月期274百万円（同10.5ヶ月）、平成23年3月期406百万円（同1年）、平成22年3月期312百万円（同9ヶ月）を計上しております。平成25年3月期予想はDWグループでの借入金の借り換えに伴う支払利息の増加及び特別損失の計上等により減益予想となっております。DWグループが計画通りの当社グループの連結子会社となった場合は、仮に新株予約権の全てが行使されて想定した資金調達が出来、その資金によりDW株式を100円で取得出来たと仮定した場合は、DWの持分比率は52%強となり、平成26年3月期以降の安定期には税引後利益ベースで上記過去の実績である平成22年3月期から平成24年3月期までを年間換算及び持分比率換算を行えば、年間500百万円程度の投資利益が見込まれ当社の株式価値向上が見込まれま

す。なお、当社がDWグループを持分法適用会社とした平成21年7月以降、DWは無配が続いております。

市場実勢を反映させて発行する本新株予約権は、株価水準によってはすべて行使完了することが可能ですが、市場の状況により、行使価額が市場価格を上回る状況が長引くと行使期間中に全額の行使が完了しない可能性があります。その場合でも、6 [大規模な第三者割当の必要性] (1)の新株予約権発行の目的にあります通り、現在当社が38.64%保有し持分法適用会社となっているDWグループ株式を1.36%（489,540株）追加取得し40%以上の持分を取得した段階で、当社の現役員・使用人がDWの取締役会の構成員の構成員の過半数を占めているため、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の第7項の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し、かつ、現又は元役員・使用人が、取締役会等の構成員の過半数を占めている場合に該当し、実質的な支配関係があると判定されDWは当社の子会社となるとの見解を監査法人より頂ける見込みです。なお、現在、DWの取締役は、小川浩平（現当社代表取締役）、ローレンスシン（現当社取締役）、堀内治芳（元当社総務部長）と鞍掛法道での4名で構成されております。従って、もし新株予約権の行使が進まず想定した資金調達ができず、DW株式取得のための資金調達額が約50百万円となった場合でも、想定取得価格の通り1株100円の取得コストとすると当社がDW株式を追加で1.36%（489,540株）の持分相当を取得することにより、DWグループは当社連結子会社となり当社連結純資産の増加とともに連結財務体質が強化されることとなります。なお、DW株式の発行済み株式の上記1.36%の取得の場合でも、DW株の取得については、DWが非上場会社ではありますが、継続開示会社であり、当社がすでに三分の一を超える株式を有していることから、株式取得に際しては金融商品取引法に則って公開買付けの実施が必要となります。しかし、当社の今回の目標はあくまで、当社とDWとの経営の再編及び一体化であり、DWグループ経営権取得のため議決権の過半数を有するDWの連結子会社化を目指して行きます。当社グループは、DWグループが当社連結子会社になることにより、当社財務体質強化のため、株主価値向上に十分寄与すると考えます。なお、当社はDW株式の過半数取得のための資金の資金調達ができなかった段階、もしくは、新株予約権の行使が進まず予定通り株式取得が進捗しないことが明らかになった場合には、当社がDWを連結子会社化するための資金50百万円以上が調達できた段階で、改めてDW株式取得の決議を行い、公開買付けの実施を決定いたします。

更に、新株予約権の行使が想定通り進まず、DWグループ経営権取得のための議決権の過半数を取得できない場合でも、上記DW連結子会社化に必要な最低限の株式を取得することにより、DWグループを当社連結子会社化します。当社連結グループはDWを連結子会社とすることにより、DWの業績を連結決算に取り込むこととなります。DWの平成24年9月期業績は、売上高15,213百万円、営業利益1,684百万円、経常利益919百万円、当期純損失86百万円ですが、借入金の借り換えに伴う支払利息の増加及び特別損失の計上等より損失となっております。

この強化された財務状況をもとに、当初想定した資金調達額まで本新株予約権の行使が進まなかったとしても、DWグループを連結子会社とし、財務基盤が強化されることから、その差額を将来デッドファイナンスその他の資金調達手段により調達することが、可能になるものと考えております。

#### < リスク >

##### DWの経営権取得のため過半数の

株式取得には、

市場の状況により、行使価額が市場価格を上回る状況では当新株予約権の行使が進まず、DW株式取得のための資金が調達できない場合にはDW株式50%超株式取得による経営権取得ができない可能性があります。

当新株予約権の行使が進まない場合、他の資金調達手段による資金調達を模索することになりますが、現状の当社に於ける資金調達環境から上記経営権取得のための50%超のDW株式取得のための資金調達ができない可能性があります。

新株予約権の行使が想定通り進むためには、DWグループを含めた当該事業再編が当社株主価値の向上に寄与し、企業価値が向上するという点に対して市場より信任を受ける必要があります。当該事業再編により、DWが連結子会社となった場合には、東証の「不適當な合併等」の規定により、将来的にDWが当社の連結子会社となり、当該規定に抵触したとみなされた場合、東証から上場会社の実質的存続性について審査・確認を受けることとなります。この審査の結果、当社が実質的な存続会社でないと判断された場合には、一定の猶予期間内に上場再審査を受けることとなり、更に新規上場基準に準じた基準に適合しないと判断された場合には、当社株式は整理銘柄に指定され、一定期間を経て上場廃止となる可能性があります。

##### < DWの想定取得価格の合理性について >

今回の資金調達は、当社がDWの過半数の株式を取得するために必要なDW普通株式を、一括して一株につき100円で売却したいとの意向を、DWの発行済み株式の20%以上を有する大株主等から口頭により受けたことが、端緒となっております。この一株100円という額は、平成23年12月19日のDW株主総会においてDWによる自己株式



取得を承認する決議を株主が行った際の上限額でもあります。当社は、東京共同会計事務所（住所：東京都千代田区丸の内3-1-1、代表者：内山隆太郎）にDWの主要資産である大黒屋株式の評価額を考慮したDW株式の評価を依頼し、同事務所よりDCF法ならびに類似会社比較法を用いたDW株式評価に関する株式評価書を取得しました。これによればDW株式1株当たりの価値は、類似会社方式で71.5円ないし91.0円、DCF法で120.3円ないし143.3円の範囲との評価でした。同種の事業を営む上場企業の株価の平均値を参照して対象企業の株価を決定する類似会社方式および対象企業の将来キャッシュフローの割引現在価値をもって理論価値とするDCF方式はともに継続企業に関する一般的な株式評価方法であり、一株当たり100円の想定額は、これらの評価方法の結果を十分に考慮した場合の中間価額95.9円ないし117.15円の範囲内に収まります。なお、平成24年9月期のDWの有価証券報告書によれば一株当たりの純資産額は253円となります。一株当たり純資産額を株式評価額とする純資産方式は客観的なすぐれた評価方法ではあるが、対象会社の清算価値を前提にしたもので、営業を継続する会社の株式の評価方法として一般に採用されておりません。また100円の想定額は類似会社方式やDCF法式の評価方法によるレンジにあり適切であると考えております。他方、一株当たり100円の想定額は、DWが平成22年2月9日にジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの1ヶ月間のDW株式の終値平均値28.10円に対し255%のプレミアム、同3ヶ月の終値平均値46.75円に対し113%のプレミアム、同6ヶ月の終値平均値48.89円に対し104%のプレミアムとなります。上場時の時価より高い想定となるのは、当社が50%以上の支配権を取得するためのプレミアム等の要因により、是認される範囲内であると考えております。

上記のように、大株主から一株100円で売却の意向が示されていること、DWの株主が、平成23年12月19日の株主総会において一株100円を上限とする自己株式取得を承認する決議を行っていること、DW株式に流動性がないこと、評価機関の価額算定結果、および上場廃止前のDW株式の時価等を全て勘案したうえで、当社株主の利益とDW株式取得の実現性をともに満たす価額として一株100円をDW株式の想定取得額といたしました。

なお、当社はDW株式の過半数取得のための資金507百万円の資金調達できた段階、もしくは、新株予約権の行使が進まず予定通り株式取得が進捗しないことが明らかになった場合には、当社がDWを連結子会社化するための資金50百万円以上が調達できた段階で、改めてDW株式取得の決議をいたします。

DWは非上場企業ですが、有価証券報告書提出会社であるため、当社がすでに三分の一を超える株式を有しており、DW株式取得の際には法令に基づき公開買付けを実施する必要があります。従って、資金調達額がおおむね確定した時点で判断し、法令に則り公開買付の手続きを開始いたします。

## &lt; 資金使途の合理性に関する考え方 &gt;

調達する資金は、前述の通り、一般管理費支出のための運転資金及び株主価値強化のためのDWとの資本業務提携強化を目的としたDWの株式追加取得等の資金に充当する予定です。当社の財務基盤が強化され、当社の運転資金に充当すると同時に、DWの株式を追加取得することにより、高収益のDW及び大黒屋を当社の連結収益に取り込むことにより、当社の現在から将来にわたる収益基盤が強力に形成され、当社の企業価値向上をもたらし、将来的には既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながることを期待されることから、本資金使途につきましては合理性があるものと確信しております。

**【募集に関する特別記載事項】**

当社は、平成25年1月11日の取締役会において、本新株予約権の第三者割当と並行して以下の概要のデット・エクイティ・スワップによる当社株式の第三者割当増資を実施することを予定しています。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 8,675,000株
(2) 払込金額	1株につき 40円
(3) 払込金額の総額	347,000,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 1株につき20円（総額173,500,000円）
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	平成25年1月28日
(7) 払込期日	平成25年1月28日
(8) 割当予定先及び割当株数	小川 浩平氏 8,675,000株

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

名称	MTキャピタル匿名組合（営業者MTキャピタル合同会社（業務執行社員三田証券））	
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号 三田証券内	
設立根拠等	商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく組合	
組成目的	当社が発行する新株予約権及び普通株投資のため	
組成日	平成25年1月28日	
代表者の役職及び氏名	匿名組合営業者 MTキャピタル合同会社（業務執行社員三田証券）	
出資の総額	347百万円	
主たる出資者及びその出資比率	99% 小川浩平（当社代表取締役社長）	
営業者の概要	名称	MTキャピタル合同会社
	所在地	東京都中央区日本橋兜町3-11三田証券内
	代表者の役職・氏名	代表社員 三田証券株式会社
	事業内容	匿名組合契約に基づく投資及び投資受託に関する業務 有価証券の保有、運用、売買並びにその他投資事業
	資本金	50万円

## b. 提出者と割当予定先との関係

当社と当該匿名組合との関係	当社と当該匿名組合との関係	当社の代表取締役である小川氏は、当該匿名組合に対して、小川氏がDESによって取得する当社普通株式8,675,000株（平成25年1月10日終値である40円換算の時価347,000,000円）の全株について、現物出資行う予定です。 なお、当社は、当該匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社からは、当該匿名組合による業務執行に際して、匿名組合上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。
	当社と営業者との関係	当社と当該匿名組合の営業者との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。 当該匿名組合の営業者の代表社員である三田証券株式会社は第11回新株予約権の割当先です。

## c. 割当予定先の選定理由

運転資金の調達については、長年に及び銀行借入を打診してまいりましたが、当社の現在の業績及び財政状況ではデッドファイナンスは非常に難しい状況であり、従来より逼迫した資金状況の中で、当社代表取締役である小川浩平氏（以下、「小川氏」といいます。）からの借入に頼らざるを得ない状況でありました。

当社は平成24年6月、第11回新株予約権840個を発行し、小川氏への債務の一部返済と必要資金の調達を行う予定でしたが、株価等の低迷により合計243個（払込金額60,750,000円）の行使にとどまり、予定した資金調達が進みませんでした。そこで、あらためて現時点における当社市場株価水準の実態に即した条件にて新株予約権を発行することで、一定の資金調達が見込めるものと想定しております。なお、前回の新株予約権は平成24年12月27日に行使期間が終了し、失効いたしました。また、公募増資、或いは既存株主への新株割当等については、当社が継続企業としての前提に重要な疑義が生じている状況であり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、引き受ける証券会社並びに一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。

以上から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも、本新株予約権による資金調達を選択いたしました。本新株予約権の割当先について検討を行ってまいりましたところ、前回調達スキームの割当予定先である三田証券株式会社より、本新株予約権に係る条件提示を受けました。三田証券が設立する三田証券を業務執行社員とするMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合以外の割当候補先は見当たらないこと、MTキャピタル合同会社より本新株予約

権の行使により交付される当社普通株式について市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことが確認できたこと、及びMTキャピタル合同会社の業務執行社員である三田証券は、金融商品取引業者として本新株予約権と類似の案件についても実績を有していること等を総合的に勘案し、MTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合割当予定先として選定いたしました。なお、平成24年4月、当社の代表取締役社長である小川氏より前回調達スキームの割当予定先として、三田証券株式会社の紹介を受け、三田証券を割当予定先として前回調達スキームを実施しております。

三田証券を引受先としなかった理由は、当社が継続企業としての前提に重要な疑義が生じている状況が改善されておらず、今後の事業運営にはなお多くの不確実性が存在していること等に加え、前回よりも弊社の全般的な経済状況が悪化していることから、三田証券にて直接引き受けることが困難であったためです。

また、今回は可及的速やかに株主価値向上のため新株予約権の行使の促進が行われる必要があるため、小川氏にDESによる新株をMTキャピタル合同会社に拠出して頂き、投資家であるMTキャピタル合同会社の自己資金を充実させ、新株予約権行使を促進させることにより、より多くのDW株式取得のための資金の調達を促すことが企図されております。MTキャピタル合同会社によれば、匿名組合に対して小川氏が現物出資する株式は下記f.に記載の通り、予約権行使と同時に行使日の時価で合同会社によって売却されることにより、行使日と決済日の間の当社株式の価格変動リスクがヘッジされ、行使価格と時価の差額を利益として行使時に確定することができます。行使後の価格変動を考慮することなく、行使日に時価が行使価額を上回ってさえいれば損失が出ないため、行使が促進されると考えております。

#### 本新株予約権スキームの特徴について

本新株予約権のスキームは、具体的には次のような特徴があります。

##### 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。具体的には、発行当初から行使価額は40円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき5,000株、合計22,500,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

##### 取得条項

本新株予約権には、( )「本新株予約権の割当日翌日(平成25年1月29日)以降いつでも、一定の手続を経て、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができる」旨及び、( )「本新株予約権の割当日翌日(平成25年1月29日)以降、東証二部における当社普通株式の終値が5営業日連続で本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、本新株予約権1個当たりの払込価額で、その時点で残存する本新株予約権の全てを当社が取得する」旨の取得条項が付されております。

上記( )により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となるため、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。( )の条件は、当社株価が本新株予約権の行使価額である40円の200%の価格である80円以上となった場合には、他の新たな資金調達(新株式、新株予約権の発行等)が実施できる状態になると現時点において判断していることによるものです。

##### 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行され、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

##### 株券貸借に関する契約

当社の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条1項第31号イに定義される)と割当予定先であるMTキャピタル合同会社営業とするMTキャピタル匿名組合券との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。また、割当予定先であるMTキャピタル合同会社は、本新株予約権の行使を前提とした空売りを行うことはありません。

#### d. 割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数 22,500,000株(4,500個)

#### e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合の営業者であるMTキャピタル合同会社（業務執行社員三田証券株式会社）より、本新株予約権の割当てを受け、その裁量において、本新株予約権を行使のうえ、行使によって取得した当社株式を、市場動向を勘案しつつ適宜市場にて売却を進めていく旨説明を受けております。また、本新株予約権の第三者割当と並行して実施されるデット・エクイティ・スワップにより小川氏に割当られる当社株式（以下「本件出資株式」といいます。）については、小川氏より、本件出資株式の全部をMTキャピタル合同株式会営業者とする匿名組合に現物出資し、MTキャピタル合同会社にその運用を一任する予定である旨説明を受けております。MTキャピタル合同会社に匿名組合出資する目的は、MTキャピタル合同会営業者とするMTキャピタル匿名組合に割り当てられる本新株予約権の行使を促進することであり、本株予約権の行使と同時に行使日の時価で本件出資株式を売却することにより、行使日と決済日の間の当社株式の価格変動リスクがヘッジされ、行使価格と時価の差額を利益として行使時に確定することが可能となり、これにより行使後の価格変動を考慮することなく、行使日に時価が行使価額を上回ってさえいれば損失が出ないため、行使が促進されると考えております。また本件出資株式は三田証券からの新株予約権行使のための融資を保全するための資産ともなり、融資が円滑に実施される結果として新株予約権の行使が促進されると考えております。上記のように小川氏の株式は予約権行使時の価格変動リスクをヘッジする目的で主に使用されますが、三田証券からの融資額が本新株予約権行使の原資に不足する場合には、当該株式を市場売却しその代金を本新株予約権行使の原資とする場合があります。なおMTキャピタル合同会社による上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないこと、業務執行社員である三田証券において関連法令を順守して当社株式の運用を行う旨を確認しております。またMTキャピタル合同会社による運用期間満了時に当社株式が残存していれば残余財産の分配を小川氏が受ける旨説明を受けております。

MTキャピタル合同会社による上記匿名組合事業（本新株予約権の行使）が終了した後、小川氏は残余財産として当社株式又は金銭の分配を受け、その後は原則として長期保有する旨説明を受けております。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル合同会社、及びその業務執行社員である三田証券から、本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの確約をいただくとともに、本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況についてヒアリングを十分に行いました。その結果、本新株予約権の払込並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金は、主として三田証券から新株予約権運用上必要となるMTキャピタル合同会社へ新株予約権の行使に応じて貸付られる600百万円の貸付枠、及び当社社長である小川氏がMTキャピタル合同会社へ匿名組合出資する本件出資株式（8,675,000株）をMTキャピタル合同会社が市場売却して得られる手取金（平成25年1月10日終値である40円換算で最大金347百万円）であることを確認いたしました。上記確認のため当社はMTキャピタル合同会社と三田証券及び小川氏との各匿名組合契約、MTキャピタル合同会社の金融機関の預金残高を精査いたしました。更に、当社はMTキャピタル合同会社の業務執行社員である三田証券より、本新株予約権の行使方法として、まず三田証券より貸付られた現金を行使価額の払込に充当するとともに、小川氏から現物出資された当社株式を、本新株予約権行使日に行使により発行される株式と同数、時価相当額で市場売却し、当該行使により発行された株式を当該市場売却した株式の決済に充当するとともに、株式の市場売却による手取り金を回収して三田証券からMTキャピタル合同会社への融資残高が行使に伴って逦増せず、保有株式数も逦減しないことを基本とする旨、但し、市場売却と本新株予約権の行使を同時に行わずにキャッシュを取り崩す場合または、三田証券からの融資枠600百万円で行使に必要な払込金に不足する場合には、必要に応じて三田証券から追加の融資を受けるかまたは現物出資された株式を市場売却してその代金を新株予約権の行使代金に充当し、その場合は融資残高が増加するかまたは現物出資された株式が減少する旨を確認しております。融資枠の保全のための株式の現物出資及び三田証券からの新株予約権行使のための貸付枠600百万円が新株予約権行使のための資金としては十分な必要資金であることを確認いたしました。運用方針は、本株式の市場価格が本新株予約権の行使価額を上回っている場合、本新株予約権を行使のうえ、行使によって取得した本株式を市場動向を勘案しつつ、適宜市場にて売却（1日あたり出来高に対して概ね20 - 30%を売却）小川氏より現物出資を受けた株式については、上記に説明したとおり、予約権行使と同時に行使日の時価で合同会社によって売却されることにより、行使日と決済日の間の当社株式の価格変動リスクがヘッジされ、行使時に行使価格と時価の差額を利益として確定することができます。行使後の価格変動を考慮することなく、行使日に時価が行使価額を上回ってさえいれば損失が出ないため、行使が促進されると考えております。三田証券については平成24年11月30日現在の試算表により、平成24年11月30日現在における三田証券の現預金等の財産の状況及び上記融資枠設定に関する三田証券のコミットメントを確認いたしました。これらにより当社は、割当予定先による本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達になら支障がないことを確認いたしました。

#### g．割当予定先の実態

本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル合同会社は、三田証券100%出資子会社であります。三田証券につきましては第三者機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、平成24年12月3日付け調査報告書により、同社並びに代表者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。三田証券からはMTキャピタル合同会社が反社会

的勢力とは一切関係ないとの確認を得ています。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

## 3【発行条件に関する事項】

（払込金額の算定根拠及びその具体的内容）

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1-11-28 代表者：能勢 元）による評価書（本新株予約権1個につき3,799円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を3,799円といたしました。

第三者評価機関による算定結果は、本新株予約権の行使価額（1株当たり金40円）、権利行使期間（1.5年間）、当社株式の市場売買高（約785千株）及び株価（40円）、株価変動率（53%）、無リスク利率（0.1%）、配当利回り（0%）等の前提条件及び割当予定先の行動、すなわち、当社株価が権利行使格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日約196,000株（平均売買高の25%）売却すること、行使して取得した株式を全て売り切るまで次の行使を行わないこと、かつ、当社としては本新株予約権の発行要項に定められた取得条項に定める条件、すなわち、割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が5営業日連続で行使価額の200%を上回った場合、本新株予約権の割当予定先の保有する本新株予約権の全部を発行価額相当額で取得することを前提として算出しております。取得条件として「当社株価が5営業日連続で行使価額の200%を上回った場合」と設定いたしましたのは、当社の状況や当社株価推移等を勘案の上、市場からの評価が上昇したことにより、当社株価が本新株予約権の行使価額である40円の200%の価格である80円以上となった場合には、他の新たな資金調達（新株式、新株予約権の発行等）が実施できる状態になると現時点において判断しているためであり、この条件設定は妥当であると考えております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行を決議した取締役会（以下、「本件取締役会」という）の決議日（平成25年1月11日）の前取引日（平成25年1月10日）の東証二部における当社普通株式の終値40円を参考として、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議を行なった結果、ディスカウント率0%とし1株40円に決定いたしました。なお、本行使価額40円は、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値37.94円に対して5.43%のプレミアム、同3ヶ月間の終値平均値40.55円に対して1.36%、同6ヶ月間の終値平均値43.81円に対して8.70%のディスカウントとなります。発行価額は過去の平均価額に対して1ヶ月はプレミアム、3ヶ月及び6ヶ月はいずれもディスカウントとなっておりますが、平成24年11月12日取引終了時間後に開示した「業績予想と実績の差異に関するお知らせ」により、当社は従来業績予想公表値を実績値が下回った旨、開示しておりますが、同開示以降に形成された株価が当社の株式価値をより適正に反映しており、当社の業績の長期的低迷傾向、株価のボラティリティ及び平成24年11月13日以降の直近株価の動向を踏まえると、取締役会決議日直前の時価に対してプレミアムを乗せた価格を発行価額とすることは非現実的であり、直前取引成立日終値が最もよく直近の株式価値を反映したものと判断しております。以上から当該発行価額は特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の行使価額は当社株式の市場価格を基に定められてそのディスカウント率が0%であり、第三者評価機関による本新株予約権の評価もこれを前提としていること、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関の評価額と同額であること、第三者評価機関により本新株予約権の評価に際して用いられたモンテカルロ・シミュレーションは新株予約権の評価において一般的に用いられている方法であること、および第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は新株予約権の評価を多数手がけていることから、本新株予約権の発行価額ならびに行使価額について割当先に特に有利でないことに係る適法性に関して、算定根拠に合理性が認められ、会社法第238条3項2号に定める特に有利な金額に該当しないと考えた旨の意見を表明しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株発行（8,675,000株）および本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式（22,500,000株）の合計31,175,000株に係る議決権の数は311,750個となり、平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に平成24年10月以降の第11回新株予約権行使分を加算した発行済株式総数及び議決権総数に対する割合は株式数で87.98%、議決権数で88.03%となり、大規模な希薄化が生じます。

また、これに伴い、主要株主である筆頭に異動が生じ、MTキャピタル合同会社が営業者とするMTキャピタル匿名組合が主要株主である筆頭株主となる予定です。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	割当前所有株式数 (株)	割当前総議決 権数に対する 所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
MTキャピタル匿名組合 (営業者:MTキャピタル 合同会社)	東京都中央区日本橋兜町 3番11号三田証券内			22,500,000	33.79%
小川 浩平	東京都港区	8,675,000	19.68%	8,675,000	13.03%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライ アント アカウント 69250601 (常任代理人 株 式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	12TH FLOOR, CHATER HOUSE, 8 CONNAUGHT ROAD, CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区月島4丁 目16-13)	2,393,300	5.43%	2,393,300	3.59%
(株)バネット	東京都世田谷区経堂5丁 目13-10号	342,900	0.78%	342,900	0.51%
田村 都志雄	富山県魚津市	335,000	0.76%	335,000	0.50%
株式会社九州カイリック	富山県魚津市三ヶ227-73	230,000	0.52%	230,000	0.35%
鈴木 和彦	北海道札幌市白石区	210,000	0.48%	210,000	0.32%
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市三ヶ227-73	200,000	0.45%	200,000	0.30%
株式会社北海道カイリック	富山県魚津市三ヶ227-73	200,000	0.45%	200,000	0.30%
木本 快郎	新潟県南魚沼郡	200,000	0.45%	200,000	0.30%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED (藍澤証券 株式会社)	11/F UNITED CTR 95 QUEENSWAY HONG KONG (東京都中央区日本橋1 丁目20-3)	200,000	0.45%	200,000	0.30%
大森 健二	群馬県館林市	167,000	0.38%	167,000	0.25%

(注) 1 所有株式数は、上記5(1)本新株式発行後の大株主の状況の株主名簿をもとに作成しております。

- 2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記5(1)本新株式発行後の大株主の状況の発行済株式総数に、MTキャピタル合同会社の本新株予約権行使による22,500,000株を加えて算定しております。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社が保有する自己株式7,500株を控除して算出し、小数点第3位を四捨五入しております。
- 4 割当予定先であるMTキャピタル合同会社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を33.79%としておりますが、「第3 1 e . 株券等の保有方針」に記載の通り、同社は本新株予約権の行使により取得する当社株式を速やかに市場において売却する予定です。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には33.79%に達しない見込みです。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当による新株式発行、さらに平成25年1月11日開催の取締役会決議により発行される新株予約権の行使により発行される株式を加算すると大規模な希薄化が生じます。当社がかかる判断をした理由は以下の通りであります。

### a. 当社の現況

当社は、電機事業を主たる事業として、創業以来百年余りにわたり、防爆仕様を中心とする産業用の照明器具、電路配管器具の製造・販売を手がけてまいりました。しかしながら、長期にわたる産業用の設備投資の低迷による受注減少に加え、資材価格の高騰や物流経費の上昇、ならびに市場規模が小さい中での価格競争の峻烈化の中、合理化を進め、製品原価の低減をはじめとする諸施策に鋭意取り組んでまいりましたが、長期的な低迷を脱することが困難な状況にございます。

当社決算につきましては、売上減少等の要因により、過去3期の連結当期純利益は、平成24年3月期 128百万円、平成23年3月期 30百万円、平成22年3月期 44百万円（1株当たり当期純利益は、平成24年3月期 0.38円、平成23年3月期 0.08円、平成22年3月期 0.14円）と、いずれもマイナスに留まっており毎期営業キャッシュ・フローの赤字が継続しております。かかる状況により、当社には、将来にわたって事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象等または状況が存在しております。そのため、監査法人より、継続企業として重要な疑義が指摘されております。

当社は、平成24年6月11日付「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」にて第11回新株予約権の発行を決議（「前回調達スキーム」）し、平成24年6月27日に当該予約権を発行いたしました。欧州政府債務危機を巡る景気及び円高の影響により、市場全体の株価水準が軟調に推移した結果、当社の株価も低調に推移し、結果的に行使価額が当社の株価を上回る状況が継続し、当該予約権の行使が順調に進まず、当社の足許の運転資金が厳しい状況となっております。向こう1年間の資金収支状況から当連結会計年度（平成25年3月期）及び翌連結会計年度（平成26年3月期）において運転資金等の調達がなお必要であり、継続企業の前提に重要な疑義が生じる事象が生じております。

このような状況の中、当社としてはD E Sによる本新株式発行により財務基盤の可及的強化を実施し、同時に本新株予約権にて今回の資金調達を実施することにより、当面の運転資金を確保しつつ、後述するD Wの経営権取得による連結子会社化推進をすることで、更に株主価値向上に繋がるものと考えております。以下は、本新株式の発行及び本新株予約権の発行を決議した目的です。

#### （株式発行の目的）

当社の平成24年11月末現在の手許現預金は46百万円にまで減少しており、これまで赤字資金を当社持分法適用会社並びに小川氏から調達してまいりました。いずれの借入金も当面の当社の運転資金として実行された緊急なつなぎ融資でございますが、小川氏の当社に対する当該債権を現物出資として第三者割当増資を実施することを提案したところ、D E Sの方法による増資によって債務を圧縮することで当社の短期的な資金繰りや財務体質の改善につながり、さらに当社の信用回復にもつながることを考慮していただき、小川氏より了解を得ることが出来たものであります。

#### （新株予約権発行の目的）

本新株予約権発行の目的として、平成25年12月までの運転資金400百万円を確保することも想定しております。運転資金400百万円の用途は仕入代金204百万円、人件費、賃借料、法定福利費等の経費196百万円の予定です。

株主の皆様の株主価値向上のために収益基盤の多角化を企図し、平成14年より投資事業を展開しておりますが、その一環として、平成21年7月1日付で当社はS B Oを買収し連結子会社とし、S B Oの連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社を通じて、D Wの株式の38.64%を保有した結果、D Wグループは当社にとって持分法適用会社となっております。本業の電機事業が低迷する中、持分法投資利益は、平成24年3月期274百万円、平成23年3月期406百万円、平成22年3月期312百万円と当社の連結利益に大きく貢献しております。

D Wが100%子会社として傘下に保有している中古ブランド品販売を営む大黒屋は平成24年9月期の償却前利払前利益額が24億円の企業であり、今後マーケットを国内から急速な経済成長によって需要拡大の著しい中国ほかアジアに拡げることで、一層の成長を遂げることをめざしております。

かかる状況の下、当社グループ全体における収益構造を検討した結果、企業価値ひいては株主価値最大化のためには、事業再生投資の比重を高めるべく経営資源を重点的に配分することが最も株主の利益に資すると判断し、既に投資実績があり現在持分法適用会社となっているD Wとの資本業務提携の協議を開始しました。この資本業務提携関係をさらに強化し、D Wグループの経営権を取得し連結子会社として取り込むことで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的には、当社の経営資源注入による大黒屋のマネージメント体制強化を始めとして、当社の持つアジアの企業家のネットワークや財務ノウハウを駆使して、大黒屋の中国・アジア進出を強力にサポートすることが可能となり、大きなシナジー効果が生まれてまいります。こうした一連の施策によって当社の現在



から将来にわたる収益基盤が大幅に強化され、それにより当社の企業価値向上をもたらし、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながることを期待されることから、本資金使途につきましては合理性があるものと確信しております。以上の戦略遂行のために、本新株予約権行使により調達した資金のうち507百万円は、過半数取得に十分な額に達した段階からDW株式の取得資金等、DWとの資本業務提携関係強化のために充当される予定です。なお、当社は、DW株式過半数取得のための資金507百万円の資金調達ができた段階、もしくは、新株予約権の行使が進まず予定通り株式取得が進捗しないことが明らかになった場合には、当社がDWを連結子会社化するための資金500百万円以上が調達できた段階で、改めてDW株式取得の決議をいたします。なお、当社で計上しているDWグループの持分法利益は持分比率38.6%ベースで、平成25年3月期予想230百万円（連結期間1年）、平成24年3月期274百万円（同10.5ヶ月）、平成23年3月期406百万円（同1年）、平成22年3月期312百万円（同9ヶ月）を計上しております。平成25年3月期予想はDWグループでの借入金の借り換えに伴う支払利息の増加及び特別損失の計上等により減益予想となっております。

DWグループが計画通りの当社グループの連結子会社となった場合は、仮に持分比率52%として、平成26年3月期以降の安定期には税引後利益ベースで上記過去の実績である平成22年3月期から平成24年3月期までを年間換算及び持分比率換算を行えば年間500百万円程度の投資連結利益が見込まれます。

## b. 資金調達方法の検討及び選択の理由

### （株式）

当社は、平成24年6月11日付「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」で開示した通り、前回調達スキームによる調達資金の使途の中で、小川氏からの借入金については既に返済期限が到来していることから、小川氏からは現金で早急に返済してほしい旨の意向を受けており、調達資金の一部を返済に充当することを目的としておりましたが、前回調達スキームにおいて当初想定していた新株予約権の行使が進まず、未だに資金調達が出来ない状況となり、切迫した危機的な資金状況が継続していることなどを踏まえ、小川氏と協議し続けた結果、DESの方法による増資によって債務を圧縮することで当社の短期的な資金繰りや財務体質の改善、さらには、当社の信用回復にもつながることを考慮していただき、小川氏の了解を得られたことで、DESを実施することを選択いたしました。

小川氏の当社に対する債権が現物出資により、第三者割当増資を実施することは、有利子負債圧縮による財務体質の改善ならびに資金繰りの改善に資するものと考えられます。

なお、DESの割当予定先である小川氏は当社代表取締役であり、当社との間に利害関係が生じることから、当社取締役会における本新株式発行にかかる決議には参加いたしておりません。

### （新株予約権）

運転資金の調達については、長年にわたり銀行借入を打診してまいりましたが、当社の現在の業績及び財政状況ではデッドファイナンスは非常に難しい状況であり、従来より逼迫した資金状況の中で、前述の通り小川氏からの借入に頼らざるを得ない状況でありました。

一方で、前回資金調達スキームについては、行使価額が当社の株価を上回る状況が継続しており、当初想定していた予約権の行使が順調に進まないことから想定する資金調達が行われていないものの、再度、現時点における当社市場株価水準の実態に即した条件により、本新株予約権を発行することで、一定の資金調達が見込めるものと想定しております。なお、公募増資、或いは既存株主への新株割当等については、当社が継続企業としての前提に重要な疑義が生じている状況であり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、引き受ける証券会社並びに一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。

以上から、既存株主の皆様様の株式の希薄化を懸念しつつも、本新株予約権による資金調達を選択いたしました。

DW株式取得資金調達につきましても、当社は、銀行借入、公募増資、既存株主または第三者への新株割当等について検討してまいりました。しかし、当社の継続企業としての前提に重要な疑義が生じている状況であり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、株式等を引受ける金融機関、証券会社並びに一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが不可能な状況であり、既存株主への新株割当でも困難と判断せざるを得ませんでした。このように他に有効な資金調達手段がない中、企業価値を高め、会社の存続と株主の利益を守るために必要な今回のDW株式取得のための資金調達として、既存株主の皆様様の株式の希薄化を懸念しつつも、本新株予約権による資金調達を選択するのが最善の選択と判断しました。なお、新株予約権の行使状況によっては、DW株式取得資金確保に時間を要し、または予定通り資金調達が進まない可能性があります。当社の置かれた環境においては、それでもなお本新株予約権による資金調達を実施する必要があると判断いたしました。

## c. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

### （株式）

本新株式発行による第三者割当増資は、前述の通り、小川氏が当社に対して有する金銭債権を現物出資（D E S）することにより行うものであるため、当社の手取り額は発生致しません。小川氏の借入金現物出資は、有利子負債が圧縮されるなど、財務体質の改善に資するものであり、D E Sが実行されることにより自己資本比率を高め、財務体質がより強固なものになると認識しており、合理性がある資金使途であると考えております。

#### （新株予約権）

調達する資金は、一般管理費支出のための運転資金及び株主価値強化のためのD Wとの資本業務提携強化を目的としたD Wの株式追加取得等の資金に充当する予定です。当社の財務基盤が強化され、当社の運転資金に充当すると同時に、D Wの株式を追加取得することにより、高収益のD W及び大黒屋を当社の連結収益に取り込むことにより、当社の現在から将来にわたる収益基盤が強力に形成され、当社の企業価値向上をもたらす。将来的には既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながることを期待されることから、本資金使途につきましては合理性があるものと確信しております。

#### （2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記の通り、今回の第三者割当は、大規模な希薄化が生じ、既存株主の株主価値を損なう恐れがあります。しかしながら、当社の慢性的な営業赤字と現在の財務状況を鑑みますと、抜本的な事業構造の転換を図る必要があり、その為に、当面の事業構造転換の間の短期的な資金負担を減らし財務体質を強化しながら、グループ全体として、短期的には高収益企業の取り込みによって連結収益の改善を図るとともに、中長期的には経営資源の最適配分に基づきシナジー効果発揮による収益基盤の大幅な増強により、企業価値ひいては株主価値向上をめざす為の資金調達であり、発行数量及び短期的な株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成の上で、株主利益に資する十分な合理性があるものと判断しております。

本第三者割当増資による希薄化と資金調達による財務基盤の強化と収益基盤の強化は相反するものではありませんが、当社はこれらの最適なバランスを考慮するとともに、希薄化に対する第三者委員会（メンバーは社外監査役かつ株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である伴野健二と栃木敏明の二名）の意見を参考にして、本第三者割当増資の諸条件を決定致しました。本第三者割当増資が実施されない場合、営業キャッシュフローの赤字が更に継続し、運転資金需要を満たせないことから早晩事業計画に支障をきたす恐れがあり、中期的な視点からはやむをえず、完全に合理的とまでは言えないものの、妥当な規模での発行であると考えております。また、大規模希薄化に対しては、臨時株主総会による株主の意思確認手続き実施の可否についても検討いたしましたが、足許資金繰りが逼迫しており緊急な対応を要すること、更には株主総会開催に要する費用により更に資金繰りが圧迫されることを勘案し、第三者委員会からの意見書により対応するのが相当と判断いたしました。

当社は、当社の監査役であって会社法第2条第16号に定められた社外監査役かつ株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員からなる第三者委員会から、「調達する資金の使途および金額を当社の現状に照らせば、まず貴社の短期的な事業継続の観点から運転資金の調達が必要であり、他に借入等による資金調達の可能性がないことから本件第三者割当が必要であり、また中長期的な収益見通しと株主価値の観点からは、慢性的に低迷する電気事業への依存から脱却するために、D Wを連結子会社化するための資金を本第三者割当により調達することに必要性が認められ、これらは株主価値を高める資金調達として大規模希薄化を伴うとしてもなお必要と認められる。これらの資金使途、調達方法を前提として本件における希薄化の規模を検討すると最大90%以上の希薄化となるが、本件資金調達に失敗した場合の悪影響（デメリット）またはリスクは、事業の継続ができなくなる、仮に短期的に事業を継続したとしても、慢性的な営業赤字が今後も継続することにより中長期的には希薄化以上の株主価値の毀損が将来において現実化することが避けられない、という点であり、このような深刻なデメリットまたはリスクを考えると、本件資金調達を成功させることは、短期的にも中長期的にも既存株主に良い選択と考えられ、他に取りうる有効な選択肢がないことを踏まえると、本件の大規模希薄化には相当性が認められる。」旨の意見をいただいております。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第103期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成24年6月29日現在の資本金 （千円）	増加額（千円）	平成25年1月11日現在の資本金 （千円）
2,119,000	31,176	2,150,177

（注）新株予約権の行使による増加であります。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第103期）の提出日（平成24年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

#### 平成24年6月29日提出の臨時報告書

##### 1 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第103期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

##### 2 報告内容

###### (1) 株主総会開催日

平成24年6月28日

###### (2) 決議の内容

###### 第1号議案 株式併合の件

平成24年10月1日より発行済株式数については、10株を1株に併合する。

###### 第2号議案 定款一部変更の件

平成24年12月31日より第1条（商号）森電機株式会社（英文 MORI DENKI MFG.CO.,LTD.）をアジアグロースキャピタル株式会社（英文 ASIA GROWTH CAPITAL,LTD.）に変更する。

平成24年10月1日より第6条（発行可能株式総数）104,000万株を10,400万株に変更する。

平成24年10月1日より第8条（単元株式数）1,000株を100株に変更する。

###### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、小川浩平、中山哲一および辛羅林の3氏を選任する。

###### (3) 議決権の状況

議決権を有する株主数：15,511人

総議決権個数：341,973個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件及び当該決議の結果

決議事項	賛成数・割合		反対数・割合		棄権数	無効等	決議の結果
	個数	割合	個数	割合			
第1号議案 取締役1名選任の件	117,779個	91.6%	10,863個	8.4%	2個	173個	可決
第2号議案 定款一部変更の件	118,679個	92.2%	9,978個	7.8%	2個	158個	可決
第3号議案 取締役3名選任の件							
小川 浩平	120,303個	93.5%	8,354個	6.5%	2個	158個	可決
中山 哲一	120,492個	93.7%	8,165個	6.3%	2個	158個	可決
辛 羅林	120,216個	93.4%	8,441個	6.6%	2個	158個	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、以下のとおりであります。

(当社定款第16条第2項及び第21条第2項)

・第1、2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成。

・第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成。

2. 賛成等の割合は、それぞれの議案の議決権行使個数(128,644~128,659)に対する割合です。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対、棄権及び無効に係る議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第103期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第104期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

森電機株式会社  
取締役会 御中

## 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 安田 秀志 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期連結累計期間において178百万円の営業損失、121百万円の四半期純損失を計上している。また、当第2四半期末における現金及び現金同等物は40百万円を確保しているが、当連結会計年度第3四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月28日開催の第103期定時株主総会の決議に基づき、平成24年10月1日をもって普通株式10株につき1株に併合している。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

森電機株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安田 秀志 印  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の募集を決議し、平成24年6月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において128百万円の当期純損失を計上している。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は49百万円を確保しているが、次期連結会計年度第1四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森電機株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、森電機株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

森電機株式会社

取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安田 秀志 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の募集を決議し、平成24年6月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当期において392百万円の営業損失を計上している。また、当会計年度末における現金及び現金同等物は48百万円で、次期会計年度第1四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。